

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成21年3月5日(木曜日)
午前9時30分~午後0時15分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 布施文子 委員長 河本芳久 副委員長
徳並伍朗 委員 大中 宏 委員
原田 茂 委員 山本昌二 委員
萬代泰生 委員 有道典広 委員
秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 局長 佐伯瑞絵 係長
佐々木昭治 係長 田畑幸枝 企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
福田徳郎 教育長 阿野繁治 市民福祉部長
山根和彦 市民福祉部市民課長 福田和司 市民福祉部生活環境課長
佐伯由美子 市民福祉部健康増進課長 五嶋敏男 市民福祉部地域福祉課長
山田悦子 市民福祉部高齢障害課長 岡村恵右 美東総合支所市民福祉課長
田代裕司 秋芳総合支所市民福祉課長 國舛八千雄 教委事務局長
田中円城 教委学校教育課長 杉原功一 教委社会教育課長
池田善文 教委文化財保護課長 杉本伊佐雄 教委体育振興課長

午前9時30分開会

委員長（布施文子君） それでは皆さんおはようございます。只今より教育民生委員会を開催いたします。

先の本会議におきまして本委員会に付託されました議案9件につきまして審査したいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいいたします。市長さん何かご報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいいたします。

委員長（布施文子君） 議長さんいかがですか。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いいいたします。

委員長（布施文子君） 各委員さん方ご報告等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより審査を始めます。

最初に議案第1号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を審査いたします。執行部より本委員会の所管事項につきまして説明を求めます。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは、議案第1号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。歳出についてご説明をいたします。30ページ31ページをお開き下さい。民生費、社会福祉費です。社会福祉総務費につきましては財源更正となります。次に障害者福祉費です。障害者福祉経費といたしまして、941万1,000円の増額です。これは、福祉タクシー助成事業扶助について実績見込みにより250万2,000円の減額、障害者自立支援給付費等前年度国庫負担金832万7,000円、障害者自立支援給付費等前年度県負担金356万6,000円、32ページ33ページをお開き下さい。特別障害者手当等給付費前年度国庫負担金2万円につきましては、前年度精算に伴う償還金として計上しております。続きまして、老人福祉費です。老人福祉経費として、3,131万8,000円の減額です。内訳は老人医療事業特別会計繰出金2,992万2,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金139万6,000円の減額となります。これは、医療費及び介護給付費の減額によるものです。老人保護措置経費として460万6,000円を減額です。これは、市外2施設について当初それぞれ1名の増加を見込んでおりましたが、入所者数に変更がなかったため、委託料の減額となります。生きがい対策事業として391万4,000円の減額です。これは敬老年金、敬老会開催委託料等実績によるものです。社会福祉法人利用者負担額減免措置事業とし

て44万9,000円です。これは県補助金前年度精算に伴う償還金です。老人医療経費81万4,000円の減額です。臨時職員賃金の実績、それから業務委託料等の実績見込みによるものです。生きがい活動支援通所事業120万円の減額です。デイサービス事業で利用者の減によるものです。緊急通報装置整備事業85万2,000円の減額です。これは実績見込みによるものです。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは、32、33ページの福祉医療助成事業費についてご説明いたします。609万7,000円の減額でございます。これは、重度心身障害者分、乳幼児分、母子家庭分の受給者の減と特に重度心身障害者分、母子家庭分につきましては、おおがかりな手術、医療費の負担の受給者が少なかったための減額が主なものでございます。続きまして、8の老人福祉センター費でございますが、これは財源更生でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、山根市民課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 次に、後期高齢者医療費でございます。1,084万7,000円を増額補正をしております。これは、山口県後期高齢者医療広域連合が行っている後期高齢者の保険給付費の12分の1の負担の実績見込みにより、256万1,000円を増額補正しております。続きまして34ページをお開き下さい。保険基盤安定繰出金828万6,000円増額補正をしております。これは、後期高齢者医療保険料の軽減措置分を特別会計に繰出すものでございます。以上です。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは、引き続きまして、児童福祉費でございますが、まず、児童福祉総務費でございます。83万7,000円を増額でございます。子育て応援特別手当の事務費といたしまして、42万3,000円、それから児童クラブ事業費前年度の返還金として41万4,000円でございます。続きまして、児童措置費でございますが、私立保育園の委託事業でございます。これは、本会議場におきまして有道議員からの質問がございましたが、対象者を当初3,048人を見込んでおったわけでございますが、2,799人の利用者になったための減額でございます。続きまして、私立保育園の委託料といたしまして、1,114万円の減額でございます。前年度の国庫なり、県の返還金が57万円でございます。続きまして、児童手当支給事業でございますが、受給対象者の減少によりまして、831万円の減額でございます。子育て応援特別手当でございますが、平成20年度の緊急措置といた

しまして、幼児教育費、就学前3年の児童の第2子以降に3万6,000円ずつの支給があるわけですが、これを1,458万円の補正でございます。これにつきましては繰越明許といたしまして、翌年度の支出になろうかと思えます。続きまして母子福祉費でございます。128万6,000円の減額でございますが、高等技能訓練促進費、該当者がなかったために全額減額をするものでございます。続きまして生活保護費でございますが、扶助費といたしまして、生活保護扶助経費といたしまして、1,320万9,000円の増額でございます。次のページをお開きください。内訳といたしましては、生活扶助につきましては当初99世帯136人を見込んでおりましたが、100世帯の130.6人の平均でございますので、生活扶助費を283万5,000円の減額といたしております。医療扶助費といたしまして、1,313万5,000円の増額でございます。これは、入院患者の増と高額治療を行った生活保護の方が多かったための増額でございます。

委員長（布施文子君） はい、福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 引き続きまして、衛生費についての説明をさせていただきます。36ページ37ページをお開き下さい。1番の保健衛生総務費でございますが、一般職員人件費につきましては、これは実績見込みに伴います減でございます。2番目の保健衛生総務経費の未給水地区飲料水水源確保事業補助金でございますが、407万3,000円、これにつきましては地域活性化生活対策臨時交付金の事業として未契約繰越により予算計上いたしております、国庫支出金として348万9,000円を計上しております。

委員長（布施文子君） はい、佐伯課長。

市民福祉部健康増進課長（佐伯由美子君） 引き続きまして、予防費でございますが、賃金及び委託料を合わせまして1,357万7,000円減額補正するものです。これは胃ガン検診や、大腸ガン検診、腹部超音波検診など受診者減によるものでございます。これに伴いまして諸収入の自己負担金を210万円減額するものです。続きまして、母子衛生費の委託料でございますが、乳児健診および妊婦健診の受診者減によりまして、合わせて193万9,000円の減額補正をするものです。

委員長（布施文子君） はい、福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 引き続きまして、環境衛生費でございますが、墓園事業費として54万8,000円の減額でございます。これは墓園の移設に伴います跡地の整備についての入札減による不用額でございます。続きまして火葬場

費でございますが、全体で128万6,000円の減額でございます。美祢市斎場経費といたしまして、34万8,000円の増額でございます。内訳といたしましては、業務委託料としてこれは動物火葬業務の委託料でございますが、当初より見込みが少なかったことから28万7,000円の減額となっております。また、指定管理委託料といたしまして、これは精算に伴いまして、指定管理に伴います歳出については38万3,000円の減額となっておりますが、収入の方が101万8,000円の減となったことから増額63万5,000円をするものでございます。続きまして、船窪山斎場運営経費でございますが、163万4,000円の減額となっております。これは、臨時職員を予定をしておいたものを支所の職員で対応したことから不用額となったものでございます。続きまして、衛生費の清掃費でございます。38ページ39ページをお開き下さい。2の塵芥処理費でございますが、全体で377万8,000円の減額となっております。内訳といたしましては、運搬・収集委託料これは旧美祢市におきますゴミ収集及び運搬に伴います委託料これを量の精算に伴いまして減額が334万9,000円でございます。また、一般廃棄物処理基本計画策定業務として42万9,000円の減額となっております。これは、入札減に伴うものでございます。続きまして、3番のし尿処理費でございますが、163万6,000円の減額となっております。これは、衛生センターの施設整備、ドラムスクリーンの分解整備に伴います入札減でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 46ページ47ページをお開き下さい。3番目の指導費50万の減でございます。学校職員の関連経費としまして、50万の減となっております。これは手数料に伴うものでございます。

委員長（布施文子君） はい、國舛事務局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） それでは、48、49ページでございますが、教育費の小学校費の学校管理費でございます。320万1,000円の追加補正をお願いをするものでございます。これにつきましては、平成23年の7月にアナログ放送が廃止をされまして、地上デジタル放送に移行することになります。そういうことで、学校において地上デジタル放送に対応出来る環境を整備するということで、小学校にテレビ及びDVDレコーダーの配置をするもので、本年度は旧美祢市の小学校12校にテレビを各2台とDVDレコーダーを1台設置をするものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 教育振興費の2番の教育振興費でございます。委託料、教育振興経費、芸術鑑賞委託料の56万7,000円の減でございます。これは小学校音楽祭の際、芸術鑑賞を行ってございましたが、これは芸術村との連携によりまして、芸術村の方から芸術鑑賞を提供していただきましたので、そのための経費が減となったわけでございます。次の就学援助事業でございますが、就学援助費149万4,000円の減でございます。対象児童が見込みよりも減となったためでございます。それから同じく特別支援教育の就学奨励費につきましても、対象児童の転出等により20万3,000円の減となっております。

委員長（布施文子君） はい、國外事務局長。

教委事務局長（國外八千雄君） それでは、続きまして学校施設整備費に1,310万円の追加補正をお願いするものでございます。まず、この委託料の業務委託料760万円でございますが、これにつきましては小学校施設の耐震化を図るための第1次診断の結果、構造耐震指数がIS値ですが0.3未満の学校の施設3棟の耐震化第2次診断を行うものでございまして、伊佐小学校の管理棟、川東小学校の屋内運動場、城原小学校の屋内運動場の耐震化の委託料でございます。これは、12月に補正で議決をいただいておりますが定額給付金事業への組み換えということでございます。続きまして、工事請負費550万円でございます。これにつきましては、麦川小学校及び桃ノ木小学校の下配水の整備を行うものでございます。これを行うことによりまして、学校の環境、衛生面の向上を図るというものでございます。続きまして、中学校費でございます。学校管理費の備品購入の学校管理費に133万4,000円の追加補正をお願いをするものでございます。これにつきましては、小学校と同様に平成23年7月にアナログ放送が廃止をされます。そういうことで地上デジタル放送に移行することから旧美祢市内の中学校5校にテレビをそれぞれ2台、そしてDVDレコーダーの1台を設置をするというものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 続きまして、教育振興費でございます。就学援助事業186万5,000円の減でございます。これは、就学援助費、対象申請者が当初見込みよりも減になったためでございます。186万5,000円の減でございます。それから、遠距離通学費補助事業でございます。66万8,000円の減でございます。美東中学校に通学します生徒に対しまして、当初見込みよりも少なかったた

めに、66万8,000円の減となっております。

委員長（布施文子君） はい、國舛事務局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） 続きまして、学校施設整備費と委託料でございます。3,549万9,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、まず委託料の調査・研究委託料2,094万9,000円でございます。それにつきましては、耐震第1診断の結果、構造耐震指数が0.3未満で、耐震化の補強工事が困難と思われまます校舎等の耐力度を調査するものでございます。大嶺中学校の校舎3棟と技術室、音楽室、屋内運動場の6面、それと、秋芳北中学校の屋内運動場の耐力度調査を行うものでございます。50ページ51ページをお願いをいたします。次に業務委託料の555万円でございます。これは、美東中学校の校舎2棟と、秋芳南中学校の教室等の耐震化の第2次診断の業務委託料でございます。これにつきましても、12月議会で議決をいただいておりますが、定額給付金事業への組み換えということになります。すでにこれは2月17日に入札も行っておるところでございます。そして、工事請負費の900万でございます。これにつきましては、豊田前中学校の下配水の整備と、秋芳南中学校の渡り廊下の改修を行うものでございまして豊田前中学校につきましても、集落配水も完了いたしました。そういうことで、下配水を接続をいたしまして環境整備を図っていかうというものでございますし、秋芳南中学校の廊下の改修工事につきましては、普通教室から特別教室、これは音楽室と理科室があるわけですが、これの渡り廊下の改修ということでございます。この廊下も木造でございまして、老朽化をしておりますし、柱も腐食をいたしておりますので、これの改修を行うというものでございます。

委員長（布施文子君） はい、杉原社会教育課長。

教委社会教育課長（杉原功一君） それでは、同じページでございます。社会教育費でございます。まず、最初に公民館費でございます。52万8,000円を追加するものでございます。これは、公民館管理運営経費の施設備品といたしまして、平成23年7月のテレビデジタル化に対応するために、公民館にデジタルテレビを4台購入するものでございます。続きまして、市民会館費でございます。こちらの方に950万円を追加するものでございます。これは、市民会館管理運営経費の施設整備工事費といたしまして、市民会館の屋上にございます日さし部分への雨水の浸透を防止する工事を行うものでございます。日さし部分の防水の対応年数が経過しております、現在その防水機能が低下しております。日さし部分への雨の浸透が起きておりますの

で、これが続きますとコンクリートの劣化が起こり、剥離などの恐れがあるため、これを防止するためのものがございます。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 5番目の文化財保護費でございます。長登銅山文化交流館事業費を764万7,000円減額でございます。内訳は監理委託料が8万5,000円の減、施設整備工事が597万8,000円の減であります。これは入札減によるものがございます。施設備品が158万4,000円減であります。これは陳列ケース等を工事費の方で見ることになりましたので、減額となります。続いて、6番の文化施設費であります。歴史民俗資料館運営経費231万5,000円の増であります、これは地域活性化臨時交付金によるものでありまして、具体的には化石採集場の件であります。施設整備工事170万円の増でありますけども、これは化石採集場に休憩所を設置するものであります。それから、庁用一般備品30万円の増、これは化石採集場に簡易トイレを設置するものであります。施設備品31万5,000円増、これは歴史民俗資料館の収納棚等の購入でございます。

委員長（布施文子君） はい、杉本体育振興課長。

教委体育振興課長（杉本伊佐雄君） 保健体育費についてご説明をいたします。同じ51ページでございます。2番目の体育施設費として205万6,000円の増額でございます。内訳としましては、工事請負費、夜間照明整備事業ということで、これにつきましては、於福中学校第2グラウンドの照明改修工事でございます。施設の老朽化によりまして、これまで4灯の内2灯を改修はしておりますが、残り2灯の内1灯とメインであります開閉器盤の取替え工事ということでございます。

委員長（布施文子君） はい、國舛事務局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） 給食施設費の関係1,050万円の減額をお願いをするものがございます。これは、臨時職員賃金960万円でございます。主なものはパート調理員さんの賃金でございまして、合併前は1市2町のパートさんの勤務体制が調整が出来ておりませんでした、旧体制のままそういう予算を計上いたしておりました。4月に入りまして、比較的早い時期に各調理場の規模にふさわしい効率的な勤務体制に調整をすることが出来まして、ローテーションが整ってきたということでございまして、約660万の減額となったものがございます。そして、次の要因といたしましては、近くからの勤務が多くて、通勤費がかからなかったということ、そして年休代替があまりなかったということが挙げられております。300万円の減とな

っております。52、53ページをお願いします。委託料の90万円の運搬・収集委託料の90万円の減額でございます。これにつきましては、伊佐そして、大嶺、嘉万の調理場につきましては、給食の配送をシルバー人材センターと委託契約をいたしております。当初予算時には、合併前に委託の調整が出来ておりませんでした。今年度の契約をする時点におきましては、旧美祢市、旧秋芳町の契約単価をそろえることが出来たわけでございます。昨年までの時間当たりの単価が秋芳は1,166円、旧美祢市は958円でしたが、旧美祢市の単価に統一が出来たということで、時間当たりの単価も208円ほど減額になりました。それと、事務費の支払いがこれまでは8%でしたが、これを5%に減額となったということが主な原因の要因になっております。以上が歳出でございます。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは、歳入についてご説明をいたします。16、17ページをお開き下さい。分担金及び負担金・負担金・民生費負担金・社会福祉費負担金です。在宅福祉負担金は、57万1,000円です。これは、歳出でご説明をいたしました、生きがい活動支援通所事業及び緊急通報装置整備事業減額に伴う利用者負担の減額です。介護予防ケアプラン事業費負担金602万4,000円の減額です。これは、地域包括支援センターが行う介護予防プラン作成に対する介護給付費で実績見込みによるものです。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは、民生費の負担金でございますが児童福祉費の負担金でございます。私立保育園の負担金、これは入園料でございますが、397万円の減額でございます。先程支出の方で申しました委託料の減額によるものでございます。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは、18ページ19ページになりますが、使用料及び手数料・使用料・民生使用料・社会福祉使用料です。これは、カルストの湯使用料として50万円の増額です。平成19年度に比べまして、入浴者が月平均102名増加となっております。次に国庫支出金・国庫負担金・民生費国庫負担金・社会福祉費負担金です。113万6,000円で。これは、障害者自立支援給付事業前年度精算に伴う追加交付分です。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） 引き続きまして、児童福祉費負担金でございます。私立保育園の負担金が308万8,000円の減額でございます。続きまして、児童手当でございますが、総額で308万4,000円の減額となります。続きまして、子育て応援特別手当でございますが、1,530万9,000円の補正でございます。生活保護費負担金でございます。990万7,000円の補正でございます。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは、20ページ21ページになりますが、国庫補助金・民生費国庫補助金・社会福祉費補助金です。地域生活支援事業といたしまして、573万4,000円の減額です。これは、地域生活支援事業に対する補助率は基本的には2分の1となっておりますが、国全体で事業費400億、予算の範囲内での配分となり、国からの交付額が決定されます。この内示に伴いまして、減額補正をするものです。それから、障害者自立支援施行円滑化事業これは、法改正に伴うシステム改修経費に対する補助金ですが、100万円を見込んでおりましたが、国からの内示に伴いまして60万円を減額するものです。

委員長（布施文子君） はい、池田文化財課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 同じく20ページ21ページであります。国庫補助金の5農林費国庫補助金であります。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の中で長登銅山文化交流館事業が575万3,000円の減であります。これは、入札減によるものであります。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 9番目の教育費国庫補助金・小学校費の補助金でございます。就学援助費1万円の減、それから特別支援教育就学奨励費11万の減でございます。これは、対象児童が減少したために国からの補助も減となったものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、山根市民課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 次に、県支出金・県負担金・民生費県負担金の社会福祉費負担金、保険基盤安定負担金621万5,000円ですが、これは歳出で説明しました、後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出金828万6,000円の4分の3の県補助でございます。県負担でございます。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） 引き続きまして、児童福祉費負担金でございますが、私立保育園措置費といたしまして、154万4,000円の減額、それから児童手当でございますが、合わせまして261万5,000円の減額でございます。生活保護費負担金でございますが、36万9,000円の補正でございます。続きまして、22、23ページをお開き下さい。県支出金、県補助金の2番目の民生費県補助金でございます。社会福祉費補助金といたしまして、福祉医療費の助成事業でございますが、897万8,000円の減額でございます。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 同じく社会福祉費補助金の内、老人クラブ育成事業として83万4,000円の増額です。補助対象経費が当初見込みと比べ、増額となったことによるものです。地域生活支援事業286万6,000円の減額です。これは、当初事業費の4分の1について補助を見込んでおりましたが、国の補助額内示に伴い、内示額の2分の1が補助額となりますので国と同様に減額補正をするものであります。

委員長（布施文子君） はい、池田文化財課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 24ページ25ページをお願いします。寄附金の項になりますが、10の教育費寄附金・社会教育費寄附金といたしまして、30万円、これは美祢市ご在住の故内藤源太郎さん、これは美祢市歴史民俗資料館の協議会の委員も長く歴任されておまして、元大嶺高校の教員でございます。この方がお亡くなりになりまして、そのご子孫の方から30万円の寄附金があったものであります。寄附金の用途は資料館の備品にしてくれということでございます。以上です。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） 24、25ページの諸収入・雑入でございますが、民生費の雑入といたしまして、高額医療費返還金といたしまして、1,199万2,000円の補正でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、佐伯課長。

市民福祉部健康増進課長（佐伯由美子君） 同じく衛生費の雑入でございますが、歳出で説明申しあげましたように、未診者減による個人負担金をガン検診・腹部超音波検診をうけまして210万円の減額です。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 22ページ23ページをお開き下さい。一番下側

に利子及び配当金がございます、その利子配当金の一番下側に奨学基金利子というのがございます。奨学基金利子が1,000円ありまして、それが歳入になっております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。説明はすべて終わりましたでしょうか。説明が終わりました本案に対する質疑はございませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 37ページの先程の説明の中で葬祭の関係で船窪山のほうで業務委託管理者といいますか、その方の都合によって市の職員が対応したというご説があったんですが、これ間違いのないわけですね。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 只今のご質問にお答えいたします。合併前と船窪山斎場の管理につきましては住民課のほうにおきまして船窪山斎場の担当の臨時の職員が1名いらっしゃいました。合併後人事交流並びに組織の改編がございまして市民福祉課のほうの職員が兼務という形で業務をやったことから臨時職員の経費について不用額が生じたということでございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） そこでお尋ねしますが、ということは臨時職員云々といわれましたが、市の職員が行って全てをいっときやったということですね、そういう考え方でいいんですか。

委員長（布施文子君） はい、福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 説明のほうが不十分でございましたので、改めて説明をさせていただきます。船窪山斎場の管理につきましては上野さんという方に管理委託をお願いしております。これは引き続き行っております。船窪山斎場のいわゆる警備とか受付に関する業務、事務的な業務につきましては総合支所のほうに臨時の職員がおられたとその方の分を人事交流によって職員が窓口で対応しているということでございます。ですから管理運営そのもの旧町で行われておりました方がやられているということでございます。以上です。

委員（山本昌二君） わかりました。ありがとうございました。何故かといいますと、これは余談と思って聞いて下さい。以前、今の施設ができる前に町の職員で対応しておった時期があるわけです。いわゆる土葬をするころ、そのころに子どもたちがお父さんあそこで人を焼いたら私、僕たちは学校に行っても笑われるという時代が一時期あったんです。相当以前に、それで思い出しましたんで職員も大変じゃったなと思いつつちよっとお聞きしておって再質問したわけです。よく分かりましたありが

とうございました。

委員長（布施文子君） はい、そのほか。有道委員。

委員（有道典広君） 本会議の時に少し申し上げましたが、国保のほうでも出ると思いますけど乳児の検診の事業とか、出産一時金とかいろいろそういう一番美祢市にとって人口が増えるとか、そういう大事なところでお金が減っていると、当然出産とかいろんな面で数が減ったのではなからうかと思っておりますけど、これだけ減っていくということは直接は関係ないかもしれませんがもう少し出産を促すような少子化をストップするような事業のほうにもう少し何か福祉なり教育なり持って行くような方法は無いんでしょうかね、ちょっと予算にしては変な質問になりますけどその辺はどうでしょう。ちょっと言いにくかったら、逆にいえば、例えば当初は美祢市で1,000人の子供が生まれるように見込んでおったが、何人しか到達しなかったとか、そういう計画の一部でもさしさわりなければ教えていただければと思います。

委員長（布施文子君） はい、佐伯課長。

市民福祉部健康増進課長（佐伯由美子君） 只今のご質問にお答えします。一番新しい出生ですが、200人ぐらい予定しておりましたけれど、平成20年、まだ確定ではありませんけれど160人台の出生ということで、出生と妊娠、なかなか把握しづらいもので2、30ぐらいの増減はあるのでなかなか予算で減額するというふうなことになってまいります。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 有道委員がおっしゃったのは、出生の数が減っていると、こんなことでは将来的に美祢市の人口も減ってくるし地域の活性化にもつながらないとお子さんをたくさん産んでいただけるような環境づくりのほうにこの減額をした金は廻してもらいたいという意味の質問だろうと思います。ですから私のほうも、これこの場では当初予算の話はできませんけれども子育て環境の整備ということで私大きな七つの柱の中に子育て支援の充実ということで旗をあげております。その中にファミリーサポートセンターも新たに設置をするということもあります。子育て環境を充実させていけば安心して子供を作ってみようかなと、子育て環境が不備であると子どもを作っても育てられないかなと、働いておられて、共働きで、そういうことも含めて総合的に私のほうで政策施策のほうに重点的に市の税金を投入するということを考えております。

委員（有道典広君） 分かりました。減ったのが文句じゃなくて減ることを心配して

おるといような予算がですね、そういう状況でちょっとお聞きしたかったんで、もう一つ私立幼稚園とか減額これも当然生徒が減ったとか子育て支援は増えてますけどそういったところはちょっと1,114万ですか、それだけではございませんけど減っておる部分がかかなりある。私立保育園はやはり減ればお金が減ると、公立の保育園は減らないと、これは生徒数によって補助金とか決まっておるからそう思うんですが、これでは私立保育園の運営状況の調査も多少なさりまして、やっぱり公立保育園が一人当たりざっとみても小さな保育園は一人当たり100万、200万かかっている保育園もございます。そういった格好で私立保育園ももう少し私も一般質問で以前しましたけどそういったこれもひいて言えば指定管理者みたいなもんで、節約になると思うんですが、その運営状況も少しは調べていただいて市のほうも多少助言なり補助なりを考えてみていただければと思います。良い質問かいやな質問がよく分かりませんけど。

委員長（布施文子君） 回答がいきますか。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） どうも有道委員の質問は厳しいから職員がよう答えんというんで私のほうでお答えしましょう。おっしゃるとおり公立保育園については当たり前の如く市が運営しておりますのでしっかり子どもさんの保育をしてさしあげよう、私立保育園についても民間のほうで一生懸命やっております。ですからこの内容についても我々の行政体のほうでしっかり見守らせて、調査という言葉使われましてけど見守らせていただいてそして適正な補助金を支出してさしあげようという基本的な考えでやっておりますので有道委員がご心配なさっておられるようですが、その辺は一生懸命やっております。以上でございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 給食センターがありましたけど、これも相当数、先程言われましたらパートの人件費を言われましたけど、これも前回、私本会議でいいました一般質問しましたけど、給食センターも10万以上の防府市が1軒しかないのにこれだけあるというのもやはり今後の美祢市の財政を考えれば一つに集約するか二つないし集約するかということを検討しないと市長も今からの行政改革に是非とも取り組みたいといっておられますので、その辺も含めて来年度の予算もちょっとまた早期に説明があると思いますけどその辺がお金が減るだけではなくて、そういった体質がどうなるのかというのをちょっとご返事いただければこれで質問終わりにしますから、最後よろしく。

委員長（布施文子君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 有道委員の最後の質問のようですから丁寧にお答え申し上げたいと思います。これ一般質問でもされましたよね、ご承知のようにこの平成21年度に新美祢市の総合計画を策定すべく一生懸命今委員の方に知恵と頭を絞っていただいております。それから美祢地域、美東地域、秋芳地域にも地域審議会をそれぞれ立ち上げまして、総合計画の審議会、地域審議会三つ、計四つの審議会がそれぞれリンクしながらこれからの美祢市のあり方について協議をしていただいております。この合併をしました昨年ですね、その大きな目的の一つにスケールメリット、行政体を大きくして行政コストを下げるということもあったわけです。ですから今おっしゃった給食センターの統廃合のことも含めての話でございました。ですから当然の如く今の総合計画なり地域審議会の中でその辺についてもご協議を頂けるものと考えておりますのでその辺を踏まえて私のほうも政治的な判断とか言う部分もずいぶんありますので、考えさせていただきたいと思います。以上です。

委員長（布施文子君） 有道委員よろしゅうございますか。他にご質問。はい、萬代委員。

委員（萬代泰生君） 民生費の中の質問を2点ほど、傾向なんかをお尋ねしたいと思うんですが、最近非常に景気が悪いということでテレビなんかでも生活保護の申請が非常に増えてるんじゃないかというふうな状況がございます。そういったことで生活保護の申請状況が現在どういう状況にあるのか、そこらへん今後の見込みなんかも含めてですねどのように感じておられるかお尋ねしたいと思います。それとがん検診というのが今年始められた新しい事業なんだろうと思うんですが、一般市民にがん検診の受診して下さいといういろいろと通知なんかされておられるわけですが、現実その対象者がそれぞれがん検診を受けられて大体今年の場合受診率がその対象者のうち受診率がだいたいどのくらいの傾向にあるのか、今後このやはり医療費を抑制しようと思えばどうしてもやはり初期の検査等が必要になってきます。そういったことでもし当初見込みより減っておるわけですが、だいたい受診率がどの程度になっておるかという辺をお尋ねしたいと思います。

委員長（布施文子君） はい、五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは萬代委員の質問の件でございますが、生活保護の申請状況ということでございます。先程補正予算の中でもご説明をいたしましたが、当初の見込みよりは若干の減少を生じておる状況でございます。どち

らかといいますと旧美東・秋芳地区におきましては若干の増加の傾向があるかなというふうな格好でございます。派遣切りによります生活保護の相談でございますが、現在まで相談は2件程度あったかと思いますが、生活保護に至ったケースはございません。

委員長（布施文子君） はい、佐伯課長。

市民福祉部健康増進課長（佐伯由美子君） 只今の質問、がん検診の受診率ということですが、お答えします。まだ20年度は数字は確定しておりませんが、がん検診につきましては約20%台、結核肺がん検診につきましては35%、大腸がん検診については20%台、他についてはまだ確定しておりませんので、またお答えしたいと思います。以上です。

委員長（布施文子君） はい、萬代委員。

委員（萬代泰生君） ありがとうございます。生活保護のことに関して2件申請があったけれども対象には至らなかったということで、今後増える見込みがあるんじゃないですかね、そこらへん心配なんで現状がどうなのかというのをお尋ねしたわけなんです。ありがとうございました。それからがん検診の受診率が非常に低い状況ですよ、今後更に住民へのPR等かなりしていかなないとなかなかしてもらえないというか、いうことにもなるんじゃないかと思いますが、そこらへんの指導等も今後更に強化してもらったらいんじゃないかと思います。

続いてよろしいでしょうか、もう2件ほど、今度は教育関係でちょっとお尋ねしたいんですが、これまで、小・中学校の就学援助事業というものが、だいたいこれまでの傾向とすれば増えてきていたというふうな感じをしておりますが、このたびは小学校も中学校も減額の補正になっておりますが、小学校の対象者、中学校の対象者がもし分かれば教えてください。それともう1点は給食調理場の件なんですけれども、先程の説明では4月に調整してローテーションを整ったというふうな説明ございましたが、これは秋芳・美東との調整は合併後にするという話になってたと思うんですが、大変なご苦労されて調整が整ったと思うんですが、先程ローテーションという表現されたんですが、ローテーションというのはどういうことなんでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

委員長（布施文子君） はい、それでは就学援助費のほうお願いします。田中課長。

教委学校教育課長（田中円城君） 就学援助費の状況について答えを申し上げます。

小学校今日現在で149名でございます。支給率は10.2%でございます。中学校が

74名となっております、支給率は9.6%となっております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 國舛事務局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） それでは給食調理場の調理員さんのローテーションの件でございますが、今、調理員さんが36人いらっしゃるわけです。そして共同調理場が八つと単独校が四つあるわけです。それぞれ各調理場に3人、4人の職員さんがいらっしゃいます。そういうことでパンの日、米飯といいますが、そのあたりは人数的に米飯のときには一人多い、パンのときには一人少なくてすみませよというようなこともあるわけございまして、そのあたりも含めまして人数的に予備といったらなんですが、人数を入れておいたわけですよ、予算には入れておいたんですが、その辺が雇わなくても済みまして、今のいらっしゃる少ない人数であります、その中でローテーションが組めたということでございますのでよろしく。

委員長（布施文子君） はい、萬代委員。

委員（萬代泰生君） 就学援助費のことは今後も増える傾向にあるんでしょうか、どうなんでしょうか。それと今、私ローテーションという言葉に気がしたのはパンの日と米飯の日と人数の対応が違うということ、だけの調整ということですね、例えばこの日はこっちの調理場に行ってくださいこっちの調理場に行ってくださいというその調理場ごとの中のローテーション組んでおられるわけじゃないんですね。（発言する者あり）はい、わかりました。

委員長（布施文子君） それでは田中課長お願いします。

教委学校教育課長（田中円城君） はい、お答え申し上げます。就学援助費につきましては、現在、随時受付を行っておりますもうすでに何名か申請をしておられます。21年度は増えるであろうと思って、若干予算化をしておるところでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 國舛局長さん何か先程のローテーションにつきましてよろしゅうございますか。（発言する者あり）そのほか質疑は。はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） 今の萬代委員から就学援助費に関わるいろいろ質問がございました。これに関連してですが、今の対象者の数が10.2%とか9.6%とか、大変割合としては少ない、非常に健全な家庭というか、経済的にも健全であるというか、そういう印象を強く受けたわけです。というのは3割ないし4割というような地域によったらかなりの割合が高い学校がございまして、今、美祿市においてはこの申

請について所得割合、いわゆる所得によって個人が申請してそのまま審査して受給対象者するかどうかというそういう手続きか、または農村地域においたら世間の目とかいろいろございますが、要するに民生委員とか他の公的機関の意見書を添付しないと受理しないというそういう制度的な面で申請しづらいと、そういうことで例えば給食の滞納というか未納で非常に学校面で困っておるとしかし就学援助費は受けてない、いろいろお話を聞いてみるうちにやはりそういう就学援助費を受けるということ自体に非常に抵抗を感じておられる。そういったことで学校のほうから家庭と相談しながらまた民生委員と相談しながら受給対象者に挙げていくというケースもあるやに聞いておるんです。要するに現在申請においてそういう外部の意見書というのを添付する制度を美祢市はとっておられるかとおられないか支部団体、大きな市ではあくまでも本人申請によってやる審査をして受給対象者を決めているが、美祢市の場合はどうなっているか、その状況を一つお知らせ願いたい。

委員長（布施文子君） はい、田中学校教育課長。

教委学校教育課長（田中円城君） はい、お答え申し上げます。美祢市就学援助費交付要綱に基づきまして、就学援助費を実施しております。提出書類につきましては細かな書類までは求めておりません。収入に関する交付基準が収入生活保護基準の1.30倍以内というふうになっておりますので、その収入に関する書類は提出いただいておりますが、それ以外に細かなものは今のところ提出願ってはおりませんので申請はしやすい状況にあるんじゃないかというふうに考えております。それから給食費云々とかございましたが、そういったお支払いが困難な家庭が生じた場合、私どもは校長と連携をとり、福祉課とも連携をとりながら家庭のほうに就学援助費の申請をしてはいかがですかという指導も行っておりますので、その辺は配慮しておるつもりであります。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） たぶん秋芳町の場合は、民生委員の意見書添付という審査項目の中にはあったんじゃないかと思っております。町村部はほとんど民生委員の意見書という妥当かどうかの意見書が添付されており、市部段階では今、課長さんが説明されたような状況でいわゆる申請のしやすい状況が環境が作られておる。子育てのいわゆる支援環境をしっかりと整えてるということになればある程度本人があくまでもそういうのを申し出ることでございますけれどもかなりプレッシャーを与えないような環境づくりというか、そういう面で、もし、そういったことがなければいいん

ですが、その辺のところを十分周知させていく必要があるんじゃないかと、法的にはそういう民生委員の意見書というのは必要ないわけですけども市町村によつたらそういう書類添付というのがかなり私も見ておりますがありました。そういったところの状況も十分また検討され、今ないということになればそれでいいわけですが。以上です。

委員長（布施文子君） はい、田中課長。

教委学校教育課長（田中円城君） お答え申し上げます。大変はっきりした状況で申し訳ございませんが、要綱によりますと申請書に必要な書類を添えてとありまして、申請書の必要書類の中に民生委員さんの意見書は美祢市ではなかったというふうに判断しております。また後程、お答えを申し上げます。（発言する者あり）ございませんのでご安心くださいませ。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは本案に対するご意見がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第1号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。それではここで45分まで休憩をとりたいと思います。お疲れ様でございました。

午前10時36分休憩

午前10時45分再開

委員長（布施文子君） 再開します。議案第2号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。山根市民課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） それでは、議案第2号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の59ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,963万5,000

円を追加し、総額をそれぞれ33億5,502万2,000円とするものでございます。今回の補正の内容は、決算見込みによる補正が主なものでございます。

まず、歳出についてですが、72ページをお開きください。最初に総務費・総務管理費・一般管理費について98万9,000円を補正しています。これは70歳以上の被保険者の自己負担を2割から1割とする措置を平成21年度においても実施するためなどの電算システム改修費132万9,300円と当初予算に計上していた電算システム改修費の入札減34万1,250円の差額でございます。次に、保険給付費・療養諸費・一般被保険者療養給付費について5,501万4,000円を補正しています。これは決算見込みによる補正でございます。次に、出産育児一時金について、300万円減額補正をしております。これも同じく決算見込みによる補正であります。次に、共同事業拠出金・共同事業拠出金・高額医療費共同事業拠出金について、15万9,000円、続いて、74ページになりますが、保険財政共同安定化事業拠出金について97万5,000円を増額補正しております。これは、国保連合会の決定に基づくものでございます。次に、予備費について、2,549万8,000円を増額補正しています。これは、歳出歳入予算の調整によるものでございます。

それでは次に歳入でございますが、66ページにお戻りください。歳入予算は、歳出補正に対応した歳入予算ということで計上しております。国庫支出金・国庫負担金は療養給付費等負担金を768万5,000円減額補正、高額医療費共同事業負担金を4万円増額補正しています。続いて、国庫補助金・財政調整交付金は、549万3,000円減額補正しています。次に、前期高齢者交付金ですが、1億2,163万5,000円増額補正しております。続いて、県支出金・県負担金・高額医療費共同事業負担金は4万円増額補正しています。

次に、68ページをお開きください。県支出金・県補助金・財政調整交付金は478万9,000円減額補正しています。続きまして共同事業交付金について、高額医療費共同事業交付金を7万9,000円、保険財政共同安定化事業交付金を97万5,000円増額補正しております。最後に繰入金・他会計繰入金・一般会計繰入金を2,516万7,000円減額補正ということになっております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第2号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。山田高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは93ページをお開きください。

議案第4号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,978万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億863万3,000円とするものであります。

最初に歳出をご説明いたします。102、103ページをお開きください。医療諸費・医療諸費・医療給付費・負担金、補助及び交付金です。平成20年4月、後期高齢者医療への移行に伴い、平成20年3月末をもって、老人医療については廃止となりました。平成20年度におきましては、平成20年3月分、月遅れ請求、過誤調整等に係る医療費の支給のために当初医療費の2箇月分を計上しておりましたが、実績見込みにより、3億7,716万8,000円が減額となります。医療費支給費・負担金及び交付金ですが、柔道整復師術、補装具等現金給付につきまして、実績見込みに基づき、134万2,000円を減額しています。審査支払手数料・役務費、手数料として127万4,000円の減額です。医療給付費と同様当初2箇月分を見込んでおりましたが実績見込みによる減額となります。100ページ、101ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。

歳入については、医療費等の負担割合に応じまして減額をしております。支払基金交付金では医療費交付金として1億9,897万6,000円の減額、審査支払手数料交付金として127万4,000円の減額、国庫負担金として1億1,969万円の減額、県負担金として2,992万2,000円の減額、一般会計繰入金として医療費分の2,992万2,000円を減額しております。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第4号平成20年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。山田高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは105ページをお開きください。

議案第5号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ107万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,834万5,000円とするものであります。

最初に歳出をご説明いたします。118、119ページをお開きください。

総務費・総務管理費・一般管理費です。平成21年度からの報酬改定及びその他法改正対応のためのシステム改修業務委託料323万2,000円の増額です。保険給付費・介護サービス等諸費です。要介護者に対する介護給付費の実績見込みに基づき、居宅介護サービス給付費769万8,000円の増額、施設介護サービス給付費1,156万4,000円の減額、居宅介護福祉用具購入費60万9,000円の増額、居宅介護住宅改修費91万9,000円の増額、120ページ・121ページをお開きください。居宅介護サービス計画給付費508万3,000円の減額です。全体で、742万1,000円の減額になります。

次に、介護予防サービス等諸費です。要支援者に対する介護給付費の実績見込みに基づき介護予防サービス給付費1,496万9,000円の増額、介護予防福祉用具購入費5万8,000円の増額、介護予防住宅改修費43万2,000円の増額、122ページ、123ページをお開きください。介護予防サービス計画給付費として471万円の減額です。全体で1,074万9,000円の増額となります。次に、高

額介護サービス等費564万4,000円の減額で実績見込みによるものです。次に、特定入所者介護サービス等費345万6,000円の減額で実績見込みによるものです。124、125ページをお開きください。地域支援事業費・介護予防事業費・介護予防特定高齢者施策事業費983万円の減額です。内訳は実績見込みにより生活機能評価業務委託料730万円の減額、配食サービス事業73万円の減額、生活管理指導事業等180万円の減額となります。次に介護予防一般高齢者施策事業費243万5,000円の減額です。内訳は実績見込みによる健康教育事業講師謝礼、生活管理指導員派遣事業委託料、ショートステイ委託料等の減額となります。介護予防費全体で、1,226万5,000円の減額となります。続きまして包括的支援事業・任意事業費・介護予防ケアマネジメント事業費111万8,000円の減額です。実績に基づき、介護予防プラン作成業務の委託料を減額するものです。任意事業費591万6,000円の減額です。配食サービス事業委託料につきましては、当初2万2,000食を見込んでおりましたが、1万7,000食の見込みとなりましたので500万円を減額しております。126、127ページをお開きください。包括的支援事業・任意事業費全体では703万4,000円の減額となります。続きまして基金積立金・介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1,910万3,000円です。後程、議案第28号で説明をいたしますが、本年度において、平成21年度の介護報酬の急激な上昇を抑制するため国から市町村に緊急特別対策として、当該改定による平成21年度の保険料上昇分の全額及び平成22年度の保険料上昇分の半額に相当する額が交付されます。これを次期計画の介護給付費等に充てるため、基金に積み立てるものであります。予備費につきましては、381万2,000円を追加計上するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。112ページ、113ページをお開きください。分担金及び負担金・負担金・地域支援事業費負担金です。介護予防特定高齢者施策事業費負担金58万1,000円の減額です。介護予防一般高齢者施策事業費負担金63万2,000円、任意事業213万9,000円の減額です。先程ご説明いたしました歳出の減額に伴う利用者負担金の減額で、合計で335万2,000円の減額となります。国庫支出金・国庫負担金・介護給付費負担金55万6,000円の減額です。介護給付費減額に伴う負担割合に応じた減額となります。国庫支出金・国庫補助金・調整交付金39万4,000円の減額、地域支援事業交付金(介護予防事業)276万3,000円の減額、地域支援事業(包括的支援事業・任意事

業) 153万円の減額補正です。歳出の減額に伴う負担割合に応じた減額となります。介護保険事業費補助金64万6,000円です。これは先程申し上げましたシステム改修業務委託料に対する補助となるものがあります。114ページ、115ページをお開きください。介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,910万3,000円です。先程歳出でご説明いたしました基金積立金の財源となるものであります。第1号被保険者保険料の軽減額として1,718万3,000円、その他啓発用経費として192万円が国から交付されます。続きまして支払基金交付金・介護給付費交付金179万1,000円の減額、地域支援事業支援交付金342万6,000円の減額、県支出金・県負担金・介護給付費負担金131万8,000円の減額、県補助金・地域支援事業費交付金(介護予防事業)138万2,000円の減額、地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)76万5,000円の減額につきましては介護給付費等減額に伴い各負担割合に応じた割合で減額しております。116ページ、117ページをお開きください。繰入金・一般会計繰入金としまして、介護給付費繰入金71万8,000円の減額、地域支援事業繰入金(介護予防事業)138万1,000円の減額、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)188万3,000円の減額、これらは、各負担割合に応じた減額になります。その他一般会計繰入金では258万6,000円の追加計上となります。これは市が負担するシステム改修費を繰り入れるものであります。以上で説明を終わります。

委員長(布施文子君) 説明が終わりました。何か質疑はございませんか。はい、山本委員。

委員(山本昌二君) 任意事業の説明欄になりますが、先程の説明の配食サービス事業委託料、500万円の減ですが、当初2万2,000円予定しておったのが1万7,000円ということですが、うちの部落にもあーして独居老人あるいは高齢者のお宅に給食サービスしていただいて、大変部落全員が喜んでおる状況であります。ここで尋ねたいのが、約5,000食減となったことは、該当者がですね、少なくなったものか、何か見込みのあれであれば問題ありませんが、健康になられて、あるいは生活の様態が良くなったからいらなくなったのか、その辺ちょっと、5,000食となると相当気にかかる場所がありますので、ご説明いただけたらと思います。以上です。

委員長(布施文子君) はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長(山田悦子君) 配食サービスにつきましては減少の傾向に

ここ何年間はあります。合併に伴いまして、当初、今の美祢地域におきましては1万6,240食を見込んでおりましたのが、1万3,800食で約2,400ぐらい少なめになっておりますし、美東町においては3,760食を見込んでおりましたが、ここが1,600程度ということでわりと美東町が少ないという状況にあります。高齢者が増えてはおりますが、配食サービスを希望されるかたも徐々に少し減ってきたという状況ではないかと思えます。ただ対応できるような体制は取りたいと考えております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは議案第5号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。山根市民課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） それでは、議案第7号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。補正予算書の131ページをご覧ください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ5,472万7,000円を減額し、総額をそれぞれ3億9,191万円とするものでございます。今回の補正の内容は、決算見込みによるものでございますが、これは山口県後期高齢者医療広域連合の示した数値に基づくものでございます。

まず歳出ですが、補正予算書の140ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金について5,472万7,000円を減額補正しています。内訳としましては、保険基盤安定負担金を828万6,000円増額補正しています。これは一般会計で説明しました保険料軽減分でございます。また、後期高齢者医療保険料を6,301万3,000円減額補正しています。これは本年8月の

後期高齢者医療制度の見直しによりまして7割軽減の方を8.5割軽減にしたこと、また、所得額が58万円以下の人の所得割を半額にしたことが主な要因であります。

続きまして歳入でございますが、138ページをお開きください。歳出で説明しました後期高齢者医療保険料を6,301万3,000円減額補正、保険基盤安定繰入金金を828万6,000円増額補正しております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） これは歳入の方で滞納がないの。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 美祢市の後期高齢者医療の保険料の収納率でございますけど、12月末の時点の数字でございますけど95.83%、県平均が94.59%ということになっております。

委員長（布施文子君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） その滞納分が本来は出んにゃあいけんのじゃない。載せなくてもいいわけですか、未納ということで。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 今年度から後期高齢者医療始まったんですよ。今年度については滞納繰越分というのは予算に計上されておりません。21年度から滞納繰越分が計上されるということで、今年度は現年度分だけということになります。

委員長（布施文子君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） 予算組んでいる以上そういう予算で未納分があればこれが計上されるはず。翌年度繰越になるんかどうか別としてですね。いるんじゃないですか。それともう一つ、私が滞納のことをいうのは、よく他の女性議員が言われますけど、美祢市の支払いの基準とか減免とか措置がたくさんあると思うんですけど、それがこの滞納がそういうふうなジャンルに分かれてなぜ払えないのかとか、そういうのも一つ知っておく必要があるのではなかろうかと思って質問したところです。

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） この予算自体が滞納のあるという前提のもとの収納率を広域連合が計算しているんですけど、100%でみているわけではございません。実際に入ってくる見込ということでそもそも予算は計上されておまして、滞

納については今後とも努力して徴収に努めて参りたいと思います。以上でございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。

委員（有道典広君） ちょっとわかりにくいあれですけど、未納を見込んで予算を組むというのもちょっとわからないんですけど、また、次年度の予算がありますから、そちらのほうでまた聞いてみましょう。よろしいです。

委員長（布施文子君） 執行部のほうよろしいですか。はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） 今、未納見込んで予算を立てるということはちょっとおかしいということではありましたが、国保も後期高齢もそうなんですけど、実際に入ってくる収入がないと財政が成り立たないということで、実際入ってくる収入ということで予算を立てるようになっております。ですから100%にしているわけではございません。（発言する者あり）

委員長（布施文子君） はい、山根課長。

市民福祉部市民課長（山根和彦君） もし滞納になりますと国保もそうなんですけど、短期保険証とか、資格証明書とかそういうことになります。それとか滞納処分ということで差し押さえとかそういうことに繋がってきますので、制度としては国保と同じような考え方でございます。

委員長（布施文子君） よろしいですか。それではそのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第7号平成20年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、山田高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは議案第28号美祢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明をいたします。議案書28-1ページ

をお開きください。平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため国は市町村に対し緊急特別対策として、当該改定による平成21年度の保険料上昇分の全額及び平成22年度の保険料上昇分の半額に相当する額を交付し、保険料の軽減を図ることとしております。当該交付金は、平成20年度に交付され、次期計画の介護給付費及び予防給付に要する費用に充てることから、交付金を受け入れるための美祢市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する必要があり、本条例を制定するものであります。

内容につきましては、第1条におきまして、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金を設置する旨の規定、第2条では、美祢市が交付を受ける介護従事者処遇臨時特例交付金の額を基準として、予算に定める額とすること。第3条で、基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない旨、第4条で、基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計に予算計上し、基金に編入すること。第5条で、繰り替え運用ができる旨、第6条で、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合、それから軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合に限り処分ができる旨、第7条において、市長への委任を規定しております。

なお、附則において、28 - 2ページをお開きください。この条例は公布の日から施行し、平成24年3月31日にその効力を失うものであり、この場合基金に残額がある場合は国庫に納付することとなる旨規定するものであります。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見は、はい、萬代議員。

委員（萬代泰生君） これは基金条例のことでございますけれども、この介護従事者の処遇改善ということですが、具体的に何が、報酬が、何がどういうふうになら変わっていかうとしているのかという辺は何を見たらわかるんですかね。

委員長（布施文子君） はい、山田課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それにつきましては今、平成21年度の介護報酬改定プラス3.3%等により介護従事者の処遇改善を図るためということを通知を受けておりますが、いろんな給付によっていろんな加算がつくということを知っております。地域によって、美祢市の場合は直接その3%がその介護従事者の報酬の

増加になるということはないということで、いろんな施設の介護に対していろんな給付をしておりますが、そこへいろんなパターンでの加算がついてくる、それに対して市が上昇分として給付費として支払うという形になるということ聞いております。細かいことについてはまだちょっと確認をしております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第28号美祢市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号美祢市公民館附設社会学級等授業料徴収条例の廃止についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。杉原社会教育課長。

教委社会教育課長（杉原功一君） それでは議案書の29-1をお開きください。議案第29号美祢市公民館附設社会学級等授業料徴収条例の廃止についてご説明申し上げます。

この社会学級とは昭和20年代から学ぶ機会の提供を目的といたしまして公民館に設けられた茶道、華道、和洋裁の学級でございます。市が講師の謝金を負担してありまして受講生より授業料を徴収し運営してまいりましたが、本年度には、2公民館附設の3学級が閉鎖しております。これによりまして全ての学級がなくなりました。なお、民間や自主サークルなどの各種教室の充実した現在ではこの学級の目的は達成されていると考えられるため、本条例を廃止するものでございます。

なお、こちらのほう附則によりますが、この条例は公布の日から施行するということにしております。それとお手元に現在の条例を配付させていただいております。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。この件につきまして質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第29号美祢市公民館附設社会学級等授業料徴収条例の廃止についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。池田文化財保護課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） それでは議案第30号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。ご承知のように現在、長登銅山文化交流館を建設しておりますけれども、この3月末には完成の運びとなる予定であります。この施設は農水省の補助事業でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業で建設するものでありまして、施設の機能は教養文化・知識習得施設ということになっております。計画といたしましては、交流館の中に長登銅山で出ました発掘調査資料、並びに近隣にございます大田絵堂戦の遺品等を展示する計画でございます。

それでは条例案をかいつまんでご説明申し上げます。第1条で設置規定を述べております。第2条の位置であります。美祢市美東町長登610番地でございます。第3条の事業であります。第1号で長登銅山跡に関する資料の収集、保管展示。第2号で長登銅山跡に関する資料調査、研究及び利用。第3号で長登銅山跡見学者の案内。第4号で地域間交流の促進と謳っておりますけれども、これは交流館の目的に合わせまして近隣の諸施設の紹介、また季節的な農産物の販売等で交流の促進を図るという項目でございます。5号で前各号に掲げるもののほかということでありまして。第4条で職員。第5条で客員研究員を謳っておりますが、この客員研究員というのは外部の研究者が長登銅山に来て研究をする場合、委嘱することができるということでありまして。第6条で職務。館長、所属職員等を置く予定であります。また学芸員、学芸員補を置くこともあろうかと思っております。第7条で交流館の運営協議会の設置を謳っております。第2項で協議会の委員定数は8人以内ということでありまして。次のページをお願いします。第3項で委員の任期は2年といたします。第4項で協議会の会議は必

要に応じて館長が招集するものとします。第8条の開館日ではありますが、基本的に月曜日が休館であります。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律の日に当たるときにはその翌日となります。第2号で12月28日から翌年の1月4日までの間、第3号で前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に休館の必要があると認める日ということ謳っております。第9条の開館時間ではありますが、午前9時から午後5時までということであります。第10条で観覧料を謳っております。30の3ページ、別表第1をご参照いただきます。個人・一般が1人につき300円。小中学生が150円。団体20人以上の場合は一般が250円。小中学生が100円となっております。次に第11条では特別観覧、特に資料等の調査研究等に資するための観覧を謳っております。第12条で研修室の使用、これは管内の展示スペース以外に研修室・図書室がございますけども、これが37平米ございます。これを専用して使用とする場合には使用許可を受けなければいけないということであります。第3項でその使用料を設けておりますけど、別表の第2、30ページの3をご覧ください。別表第2で午前9時から12時までが200円、午後12時から17時までが300円。冷暖房使用の場合はそれぞれ付加料金がございます。この占用仕様でございますけれども、主に外部からの会議とかそういうもので占用使用したいという場合が考えられるかと思っております。それから第13条で観覧料の減免、14条で観覧料等の付還付、15条で入館の制限及び許可の取消し等を謳っております。次の30-3ページであります。第16条で損害の賠償、17条委任事項を謳っております。附則といたしまして条例は平成21年4月1日から施行すると。そして美祢市長登銅山跡資料館の設置及び管理に関する条例の廃止を謳っております。これは20年度美祢市条例第108号でございますけれども、これを廃止するものであります。以上であります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。有道委員。

委員（有道典広君） 美祢市民と市外の市民で値段ちょっと差をつけると言ったらおかしいんですけども、そういったことは余所の市町村で行われているところもありますが、そんなのはできないんですかね。そしたら美祢市民は気軽に利用できると、その辺はどうでしょう。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 市内の義務教育課程の小中学校課程につきましても、これは教育施設でもありますんで無料にすべきであろうと今、計画はしており

ますけれども、一般につきましてはそこまで考えておりません。

(発言する者あり)

教育委員会内で検討させていただきたいとは思っております。

委員長(布施文子君) よろしいですか。他に。萬代委員。

委員(萬代泰生君) 第13条の観覧料の減額であります。減免ですか、この中に免除ということは全部ただよということなんだろうと思うんですが、「これを減額し」という表現がその前にあるんですが、減額をする、減額内容というのはどのようにお考えなんでしょうか。観覧料そのものがそんなに大きなものじゃないんですが、「相当の理由があると認めるときは、これを減額し」というふうに表現がございしますが、じゃこれを何パーセントするのか、そこら辺はどのようにお考えなんでしょうか。それと対象者。

委員長(布施文子君) はい、池田課長。

教委文化財保護課長(池田善文君) 一応条例上これから起こり得るであろうことを想定して文書化をしているわけでございますけれども、実際これから稼働いたしまして、また交流館の運営協議会等でいろいろ検討ぶりが出てこようかと思っております。具体的にはこれからの運営によるものと思っております。

委員長(布施文子君) よろしゅうございますか。萬代委員。

委員(萬代泰生君) 現時点ではまだこの対象をどうするかということはまだ考えられておられないということですね。

委員長(布施文子君) 池田課長。

教委文化財保護課長(池田善文君) はい、具体的に想定しづらい所がございしますので、これからということでございます。

委員長(布施文子君) よろしゅうございますか。その他質疑、有道委員。

委員(有道典広君) 質問ではありませんけれども、ついでに聞くんですが、一年間で何人ぐらいの入場者を目標としておるか、想定しておるか、参考のために。来年また聞かんにゃいけんかもしれんから。

委員長(布施文子君) はい、池田課長。

教委文化財保護課長(池田善文君) これは一昨年地域活性化計画で県に計画書を出しておりますけれども、これで最低1万人入館を見込んでおります。最低です。これは費用対効果にも影響しております。これは自助努力をせよということの一つの目標でもありますんで、がんばっていかなくてははいけないと思っております。(発言す

る者あり)

委員長(布施文子君) ぜひ有道委員さんも行ってお入館してください。はい、山本委員。

委員(山本昌二君) すみません。附則の第2項で、現在の資料館の条例は廃止すると書いてありますが、記してありますが、大変素晴らしい現在の建物であるわけですね。廃止されるけれども、建物そのものの存続についてちょっと地元からも希望も要望もあるわけです。その辺の動きについて執行部側はどの様に考えられておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(布施文子君) はい、池田課長。

教委文化財保護課長(池田善文君) これは、現資料館の設置管理条例を廃止するということでありまして、建物うんぬんはそのまま残ります。計画といたしましてはたくさんの発掘資料がございますので、収蔵の場がございます、新しい館にはですね。ですから旧資料館スペース等をそういう活用しながら、また一部は無料休憩所のように、雨天の場合の修学旅行に対応するようなそういう施設に利用したらどうかという検討がなされております。

委員(山本昌二君) ありがとうございます。

委員長(布施文子君) 他にございませんか。河本副委員長。

副委員長(河本芳久君) 一番最後の備考のところ、この施設については営利又は営業を目的として使用する場合には云々と書いてありますが、この辺の捉え方、社会教育施設における捉え方、法に抵触するとか、現在はこんなことはございません。見解をお願いします。

委員長(布施文子君) はい、池田課長。

教委文化財保護課長(池田善文君) このいわゆる営業営利という想定いたしましたのは、この交流館が農水省の補助事業でもありまして、地域の農産物等も販売をすること、規定はされておりませんが、望ましい方向であると、交流を図る意味では望ましい方向であるというのがございますので、その辺も将来的に出てくるのではなからうかなということを想定しての2倍という金額にしております。これをあまり高額にいたしますと交流そのものが停滞するけらいもありますんで当面2倍ということになります。

委員長(布施文子君) はい、河本副委員長。

副委員長(河本芳久君) 金の出所がそういう一つの営利という問題も当然供用範囲

にあると、しかし一方この設置そのものは社会教育施設ということになると、そのあたりの矛盾というか、今後出てくるんじゃないかならうかと思うんですが、その点十分詰められておるわけですか。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 建物そのものは農水省の補助事業の建物でございまして、これは補助金の適化法によりまして、しばらくはそういう建物で運用していこうと思えますけれども、中身としては教養文化知識習得の内容もございまして、この営利事業、営利を目的とする使用の場合、これはあくまである部分をこの農産物等の販売に利用した場合、そういう場合を想定しておるわけでありまして、建物の中の展示、そのほか学習施設に関してはこれは適用外というふうな考えをもちしております。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） そうすると設置条例には2本立ての設置条例というのを作られる予定ですか、それともこの1本でいかれるわけですか。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） はい、この1本で行こうということになります。

委員長（布施文子君） よろしいですか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） これは交流館だけになりますけど、周りにもいろんな付随したといいますが、そういう施設がたくさんあるわけですよ、こういう関係も規則化規定かなんかそういうものがあるかどうか私認識してないんですけどこういうものをこの交流館だけじゃなしに併せて考えていくべきじゃないかと思うんですが、これについてはどのような規定か何か設けてありますか、あれば教えていただきたいんですが。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） この点につきましては条例の制作過程で検討させていただきまして過去の例からいわゆる周辺の付随施設、例えば製錬鑄造体験場とか、そういうものにつきましてはあくまでこの条例の交流館の中にも含まれる施設であるとそういう認識でこの交流館の設置管理条例を制定するものであります。

委員長（布施文子君） はい、大中委員。

委員（大中 宏君） もしそうであれば、この条例だけではなんか不十分じゃないか

と思います。もう少しこれに何か追加するなり、補足したものを設けてもう少し完全なものにするべきじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

委員長（布施文子君） はい、池田課長。

教委文化財保護課長（池田善文君） 十分検討したと思っておりますが、今、市長からもご指摘がありまして17条でこの条例に定めるもののほかは必要な事項を規則で定めるといふこともございますので、このあたりで具体的に今のご要望等を反映していけばというふうに思っております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第30号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より山田高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） 議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。議案につきましては第31-1ページになります。

介護保険事業につきましては合併前の旧市町がそれぞれ策定した第3期介護保険事業計画をそのまま引き継ぎ、介護保険料も経過措置として、旧市町の保険料をそのまま定めております。今回、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画を策定し、第1号被保険者の保険料を統一、改正するものであります。保険料の改定につきましては、第4期介護保険事業計画（案）に基づき算定をしておりますので、まず美祢市高齢者保健福祉推進会議において承認を受けました美祢市老人福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）（抜粋）事前に配布しておりますが、その資料により説明したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは資料といたしまして、美祢市老人福祉計画・第4期介護保険事業計画（案）のうち、保険料算定に係る第5章介護保険計画部分、55ページから72ペー

ジまでを抜粋し、提出しております。この資料により説明をさせていただきます。

この計画は平成26年度を見据え、計画期間は平成21年度から平成23年度までの3年間としています。全体計画につきましては、議決後製本し、議員の皆様配布の予定としております。ページ70ページになります。保険料につきましては、70ページからご覧ください。(1)で第1号被保険者の保険料設定の基本的考え方です。図に標準給付費の標準的な財源構成を示しております。それから今回の保険料算定に伴いまして、第3期との主な変更点ですが、その下の欄に書いてありますが、1番目として、「税第1号被保険者の負担割合の変更」です。第3期計画では第1号被保険者の負担割合は19%でしたが、20%に負担割合が増加します。

2点目、激変緩和措置者への対応です。平成18年度から講じられてきた「制度改正に伴う保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了するため激変措置に代わる負担軽減策として、第3期計画における第4段階に該当する人のうち、公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人について、保険料率を1.00から0.85とし、第5段階に該当する人のうち、合計所得金額が125万円未満の人について、保険料率を1.25から1.10とします。

3点目、介護報酬改定に伴う保険料上昇の抑制のための対策です。介護報酬の改定に伴う保険料の上昇分を段階的に抑制するため、改定による平成21年度上昇分の全額、改定による平成22年度上昇分の半額について、国費により被保険者の負担が軽減されます。本市においては平成21年度から平成23年度の3箇年に分けて軽減し、保険料を設定しています。71ページ、(2)第1号被保険者の保険料設定です。保険料基準額の算出手順等について下に記載しております。今回第4期保険料算定にあたり、準備基金取崩金、表の8番になりますが、1億1,947万8,000円、それから介護従事者改善臨時特別交付金による軽減分これが9番上段にありますが、1,718万2,719円を充当し、その結果として、下段にありますが、第4段階の保険料、これが基準保険料額となりますが、年額4万7,400円、月額で3,950円とすることとしております。それから72ページをお開きください。72ページに特例措置を含め保険料区分を8段階とした推計所得段階別加入者数及び所得段階別第1号被保険者の保険料を掲載しております。これは第4段階保険料基準額に各段階の保険料率を乗じ、各階級の保険料を決定しております。参考といたしまして、第1号被保険者段階別保険料の第4期と第3期の比較を添付しております。第4期基準保険料を、現行の基準保険料と比較しますと、美祢区域では3,600円、率

で言うと7.1%の減少、美東区域では2,400円、率で4.8%の減少、秋芳区域では2,400円、率で5.3%の増加となります。条例改正の内容ですが、参考資料9ページ、美祢市介護保険条例新旧対照表をお開きください。

第4条におきまして、これまで介護保険法施行令第38条に基づき、標準6段階に設定されていた保険料の段階区分を被保険者の保険料軽減を図るため、施行令第39条に基づき、多段階7段階とし、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額としております。

第1号から7号までですが、これにつきましては金額について、先程の比較表を見ていただおたほうがよくわかると思いますがその金額となっております。6条におきましては根拠となる政令を第38条から第39条に改正をしております。附則において施行期日は平成21年4月1日から、平成20年度分までの保険料率については、従前の例による経過措置を設け、また平成18年度から講じられてきた激変緩和措置が平成20年度で終了いたしますので、それに代わる負担軽減策として、第4段階に該当する人のうち公的年金等収入及び合計所得金額の合計が80万円以下の人は特例措置第4段階として4万290円とする平成21年度から平成23年度における保険料率の特例を設けることとしております。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で本委員会に付託されました議案9件につきまして審査を終了いたしました。その他委員の皆さんから何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） それでは付託案件とは別にこの常任委員会の活動に関する

事項について提案したいと思います。先の教育民生委員の行政視察を実施する際に合併して1年たったら、やはり所管事項の教育民生分野においてそれぞれ問題点それを分析し課題として新市の議員活動としてどう対応していくか。それがためには常任委員会に付託された案件の審査のみならず委員会に与えられている調査権、いわゆるこれの活動を活発にすることによって議員活動を活性化していこう、そういうことで教育民生分野における今日的課題このことについて視察の前に検討した結果、教育においてはやはり適正規模の学校運営、そういう条件整備を行政として対応していかなくちやならない時期に来ているんじゃないかならうか。また生涯学習の拠点であり、まちづくりのセンターといわれている公民館のありようこのことについても市町村によってはこれを指定管理に移行するところも出ておる。また、この施設を市長部局の核にしてまちづくり構想を進めている行政もございませう。そういったことで、やはりこれまで果たして役割を十分認識しながらこれからのありようについて調査研究する必要もあるんじゃないかならうかと、また、民生福祉に関わる行政分野においては中山間地における少子高齢化がますます進展しているその中で少しでも子育てのしやすい環境づくり、それがためにはどういう施策を行政として打ち出せばいいか議会としてどう対応すればいいか、こういう所管事項に係る調査検討については開会中のいわゆる活動としては少し時間的に対応ができない、よって閉会中においてもこの調査研究を継続するとういうことで次ぎに継続すれば委員長報告の中にこの事案を取り上げていただいて、そして次回の議会から一応議長の許可を得、委員会で議運等で議案の議決をしていただいて本委員会で調査研究を継続していくと、いずれ期間を定めてそして調査項目も絞り込んでそして答申としてこれを議会に提案するとういう運びになるかと思いますが、そういった継続審査について提案したいと思います。議長取り計らっていただきたいと思います。

委員長（布施文子君） 只今の河本副委員長さんのご提案でございませうが、皆さんご質疑、ご意見等ございましたらお願いをします。

議長（秋山哲朗君） 今、河本副委員長さんが言われたとおりだと思ひますし、議会というのは提案権がございませうので閉会中といえどもその所管の委員会について勉強したり研鑽されることは非常に必要なことだと思ひますので是非そのような形で進めていただいて是非この教育民生委員会としての意見、提案をしていただきたいというふうに思ひますし、議員提案というのがありますので、その辺の形をどういう形がいいかということ踏まえて研究、勉強していただけたらと思ひております。どうかよ

ろしくお願いします。

委員長（布施文子君） それでは、この件につきましては、委員長報告を一応ここで方向付けを賛同いただいたという解釈をしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは、この件につきましては、今後、私どもの活動の一端として委員長報告をさせていただき再度検討をしていきたいというふうに思っております。そのほかございませんか。よろしゅうございますか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 今の慣例で所管事項の調査ということになるとやはりいろいろと執行部のほうも大変であろうということもありますけれども、特に、私は子どもの安心安全の件たびたび申し上げておりますが、学校の施設が最近、宇部市でああいう事件、事態が起きました。たまたま、けががわずかでどうこうということで報道機関も報じておりますが、友人からも電話があつてとにかく美祢市も学校が多いじゃから田舎でもあるからとにかく施設の管理についてはお前も頑張れというような指示を受けたんですが、美祢市としては教育委員会が中心となって各学校でやられておられますが、やはりこの委員会としてもどこにどういう施設がある、金棒がどこにあつてどうであるというような、具体的に申し上げますとそういうこともあつて2、3年前に美東町のある学校で子供が2人乗ってぶらぶらしておるのをやはり地元の人には気がつかないですね、ところが確認してそれを修復して全部やり替えてもらったということもありますけれども、やはりこうしたことも年に1回ぐらいはこの民生教育の所管でもありますので学校訪問を是非、一度はして総体的に裏山がどういうふうになっておるか、あるいは子どもの下校の状況はどうであるかということも全員で確認し、そしてこれをまた子どもたちの安心安全にできたらいいんじゃないかというふうに思っております。これ委員長申し訳ありませんがよろしく。

委員長（布施文子君） 新年度スタートいたしまして、またご意見を出していただきたいと思えます。委員さん方そのほかのご意見がございませんでしたら國舛局長さんのほうからお話がございませぬのでよろしくお願ひいたします。先だつて配られました美祢市教育委員会の点検・評価の実施に関する方針というこの資料をお手元によろしくお願ひいたします。

教委事務局長（國舛八千雄君） それでは、私のほうから教育委員会の点検・評価の実施に関する方針についてご説明させていただきたいというふうに思ひます。

美祢市教育委員会の点検・評価の実施に関する方針を配布をいたしてあります。最

後のページに6ページになりますが、地方業法第27条の抜粋を添付をいたしております。これをご覧いただけたらと思います。平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されまして平成20年4月から施行されました。この法改正によりまして、教育委員会では毎年その権限に属する事務の管理と執行状況について点検評価を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないということになっております。第2項で前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとなっております。前年度の管理及び執行状況について点検評価を行うことになっておりますが、19年度は合併したことによりまして、20年度の事業を21年度に点検・評価をするということになります。美祢市教育委員会の点検評価の実施に関する方針及び評価シートを美祢市の教育委員会で作成をいたしましたのでこれを議会に提出をさせていただきました。21年度以降は今回活用いたしました方針に基づきまして事業の点検評価を行うことといたしております。続きましては実施方針を1ページから3ページに載せておりますし、評価シートを4ページに、そして5ページには点検評価の例として作成しましたスクールバス事業の評価シートを添付をいたしております。そして、来年以降につきましての議会への提出につきましては、9月議会あるいは12月議会に提出したいと考えております。そして提出後ホームページで公表ということになる運びでございます。それでは、いちいちの方針のご説明は控えさせていただきますが、5ページに評価シートの例を添付をいたしております。これをかいつまんでご説明をさせていただけたらというように思っております。これにつきましては、一応、事務事業ということでスクールバスの事業を例としてあげております。事業コストは決算額が405万円、そして概算人件費、これは職員のスクールバス事業に携わった人件費ということで7万6,000円、概算事業費が412万6,000円ということでやっておるわけでございます。その隣には事業の目的を記載しております。実績・成果ということで指標名をそこに1から4まであげております。上野地区からの通学児童が10人、桂岩地区から10人と、そして1人片道あたりの費用が367.7円というような書き方をしております。これにつきましては目標値、達成率をここにあげるようにいたしております。そして、主たる成果も右側にあげることにいたしております。

そして、この評価の方法でございます。そこに評価項目、重視、評価、評価の基準、そして評価の説明というようにあげております。評価項目でございますが、必要

性、効率性、有効性、公平性・透明性、この4つで評価をいたします。重視項目につきましては、ここに必要性ということで黒丸が打ってありますが、これが4項目の中の最重要項目ということになっておるわけでございます。そして評価がA、C、A、Cというようになっておりますが、これにつきましては、戻っていただきまして2ページの4の(2)、評価の考え方の(2)になりますが、各項目を評価の基準に沿って評価し、基準は下記のとおりとするということでA B C D 4段階あります。これによって評価をするということでございます。そして評価の基準、これにつきましては1ページの3の事業の観点ということで(1)から(4)を載せております。この中から基準が出てきております。それに対する評価の説明ということになっておるわけでございます。そして総合評価はAというようにいれております。継続・拡大といたしておりますが、これにつきましては、申し訳ありません、3ページの一番上に重視項目以外の点数換算、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点ということであげております。そういうことで一番上の必要性は重視項目ということでAとなっておりますから、総合評価のところの重視項目の評価がA、一番上になります。そして3つの評価が、Aが3点、Cが2つありまして2点ということでございますので5点になるわけでございます。そういうことでAの列の5点のところまでいきますとAということになっております。そういうことで今回の評価の方向性はA、継続・拡大ということでそこに評価をいたしておるわけでございます。その下には課題・今後の取り組み方法等をそこに記載をすることにいたしております。これにつきましては学識経験者を有する者の知見をいただくということになっております。これが一応美祢市が行おうといたしております評価・点検に関する評価シートになります。これを教育委員会にかけ、また市長さんのご決裁をいただいて議会のほうへ提出をさせていただくというふうになりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長(布施文子君) 今、ご説明がりましたが、皆さんのほうから何かご質問はございませんか。はい、國舛局長。

教委事務局長(國舛八千雄君) これでお出しをいたしておりますが、いろいろと今後まだ検討するところがありますし、内容的には若干変更が出てくる可能性もございますのでよろしくお願いいたします。

委員長(布施文子君) それではこの件につきましては、これでおかせていただいてよろしゅうございますか。國舛局長さん何か補足がありますか。

教委事務局長(國舛八千雄君) ちょっと舌足らずなところがあったかもございませ

んが、一応、これを教育委員会にかけて決裁をいただいてここにお出しをしておりますし、来年以降は同じように一つの評価書をつくりまして教育委員会の審議をいただいて、市長決裁をいただいて、また提出をするということになりますのでそれを申し添えておきます。

委員長（布施文子君） それではこの件につきましては、先だって一度全員協議会でご説明を受けまして、きょう2回目の説明だったと思います。まだ委員さん方もしっかりと今これについての理解が十分ではないかも知れませんが、この件につきまして何かご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

委員（有道典広君） 別にケチつけるわけじゃないんですが、例えば、これ教育委員会自らというのがありますけど、先程、この表見せていただきましたけど、例えば、ここで総合評価Aとかなっておりますね。でも例えば、私らが見てもこれはAじゃなしにBじゃないかと言うても、もう意見も何も言えないんですか。教育委員会が決めたら変更もできないわけですか。

委員長（布施文子君） はい、國舛局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） これはですね、あくまで自己評価ということで職員の点検・評価になります。それを出しまして一応学識経験者を、今、2名ほどはお願いをしたいとは思っておりますが、このかたのいろいろご意見をお聞きして、これでやります。そのときの評価はまた変わってこようかとも思います。そういう状況でございます。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） この法の27条教育委員会はその権限に所属する事務ということですから、当然、社会教育も含めての評価項目になるわけですね。

委員長（布施文子君） はい、國舛局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） そうでございます。社会教育、文化財すべて教育委員会の関係の事業ということになっております。

委員長（布施文子君） はい、河本副委員長。

副委員長（河本芳久君） たまたま、この事例としてスクールバス事業ということで評価がされておりますが、そういう事業名についてこれはどこが提案するわけですか。事務局でそういう項目を設定されてやるわけですか。例えば、この委員会でもそういったものを教育委員会にこの事業名としてあげて欲しいという意思表示をすることができるのですか。このあたりのことを。

委員長（布施文子君） はい、國舛局長。

教委事務局長（國舛八千雄君） これは一応、教育委員会での自己評価ということになっておりまして、各それぞれの部署でこの評価をいたします事業を決定をしてやることにはなっております。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、それではこの件はよろしゅうございませうか。ほかに皆さんのほうから質疑、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではないようでございますので、以上で本委員会を閉会いたしたいと思えます。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後0時15分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年3月5日

教育民生委員長

布施文子